産業創造資金
社会貢献企業等優遇貸付

この資金の特徴

- ☑ 「埼玉県SDGsパートナー」、「パートナーシップ構築宣言」に登録した方や「多様な働き方実践企業」、「シニア活躍推進宣言企業」の認定を受けている方、「事業継続計画(BCP)」を策定し認定等を受けている方の金利や融資限度額が優遇される資金です。
- ☑ 事業資金・一般貸付と同様に幅広い使途での利用が可能です。
- ☑ 認定証等の写しを添付することで利用できます。

次のような方におススメです

- ■ 「埼玉県SDGsパートナー」に登録している方。
- ■ 「多様な働き方実践企業」の認定を受けている方。
- ■ 「シニア活躍推進宣言企業」の認定を受けている方。
- ■ 企業価値を向上させる計画を定めて、新たな取り組みを実施したい方。
- ■ 「パートナーシップ構築宣言」に登録し公表している方。
- ■ BCP を策定し、認定等を受けている方。

融資条件

		設備資金	運転資金
限度額		**1億円** (中小企業組合4億円)	**1億円**
		設備・運転併用の場合は、合計1億円(中小企業組合4億円)	
利率	5年超10年以内	**年1．4%以内**	令和5年10月1日現在の利率です。(固定金利)
	3年超 5年以内	**年1．3%以内**	
	1年超 3年以内	**年1．2%以内**	
期間・償還方法		1年超**10年以内**	1年超**7年以内**
		据置2年以内 元金均等月賦償還	据置1年以内 元金均等月賦償還
担保		取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人		個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証		付する(保証料 **年0．45%～1．64%以内**)	

資金使途

設備資金	運転資金
工場、店舗の建築又は機械設備の購入等に必要な資金	商品仕入れや外注費支払い等に必要な資金

ただし、次の資金使途は融資対象になりません。

- ✕借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金
- ✕土地、住宅、株式、乗用車の取得資金
- ✕法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- ✕申込者以外が使用する設備のための資金
- ✕設置済み又は支払済みの設備のための資金　　等

! 融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合があります。

融　資　対　象　者

産業創造資金・社会貢献企業等優遇貸付は、次の全てに該当する中小企業者（個人、会社、NPO法人等）及び中小企業組合を対象としています。

1 ①～⑥のいずれかに該当する。

①「埼玉県SDGsパートナー」に登録している方
②県が定める「多様な働き方実践企業」の認定を受けている方
③県が定める「シニア活躍推進宣言企業」の認定を受けている方
④法定雇用障害者数を超えて障害者を雇用し、かつ過去1年以内に新たに障害者を雇用した者（県雇用労働課長の確認が必要。）
⑤企業価値を向上(※1)させる計画を策定し実行しようとする方
⑥「パートナーシップ構築宣言」に登録し公表(※2)している方
⑦BCP等を策定し、認定等を受けている方(※3)

※1　原則として3年以内に経常利益が概ね3%以上伸長すること、又は付加価値額（営業利益、人件費、減価償却費の合計）が概ね9%以上伸長することが必要です。

※2　パートナーシップ構築宣言ポータルサイト（https://www.biz-partnership.jp）に「パートナーシップ構築宣言」を登録しており、当該ホームページ上でその宣言の内容が確認できる事が必要です。

※3　経済産業大臣による事業継続力強化計画（連携事業継続力強化計画を含む。）の認定又は一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会によるレジリエンス認証を受けている方（いずれも計画期間中のものに限る。）。ただし、その他の事業継続計画（BCP）等であって、県の確認を受けた方は認定等を受けた方とみなします。

2 信用保証対象業種(※4)を営んでいる。

※4　一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。
ただし、原則として農林漁業、金融業（一部例外あり）、学校法人、宗教法人等は対象となりません。

3 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。
（県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。）

4 事業税等を滞納していない。

5 事業に必要な許認可等を取得している。　　等

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類	備考
埼玉県中小企業制度融資申込書（様式1）	・受付機関にて配布、もしくは県HPからもダウンロードできます。
事業税の納税証明書等	・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し	・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し	・必要な業種の場合
特約書（ひな形：様式28）	・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等（設備資金の場合）	・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書類	・（要件①の場合）埼玉県SDGsパートナー登録証の写し ・（要件②の場合）多様な働き方実践企業認定証の写し ・（要件③の場合）シニア活躍推進宣言企業認定証の写し ・（要件④の場合）障害者雇用状況確認書（様式12） ・（要件⑤の場合）企業価値の向上に係る計画書（様式13） ・（要件⑥の場合）パートナーシップ構築宣言の写し ・（要件⑦の場合）国等の認定書の写し又は事業継続計画（BCP）等策定確認書（様式12－2）
【信用保証協会必要書類】	・印鑑証明書、登記事項証明書等

※　金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受　付　場　所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
（中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会）

取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店
※日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取り扱いができません。

お問い合わせはこちらまで

- 埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当
  電 話：048-830-3801・3803
  さいたま市浦和区高砂3－15－1　埼玉県庁本庁舎5階
- 事業所が所在する地区の商工会議所・商工会
- 中小企業組合の場合は埼玉県中小企業団体中央会

詳細につきましては、県金融課ホームページをご覧ください。　埼玉県制度融資で検索
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/